

2024年度 海上交通バリアフリー施設整備助成 募集要項

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下、エコモ財団という）では、日本財団からの支援を受けて、海上交通におけるバリアフリー化を推進するため、旅客船（改造・新造）並びに旅客船ターミナルのバリアフリー施設・設備の整備に対して助成を行います。

1. 助成に際し重視・優先する項目は次のとおりです。

- ①離島航路に就航している旅客船をバリアフリー化するための改造並びに離島航路に就航する旅客船の新造（特に小型船舶等）
- ②自然災害により被災した旅客船の新造・改造又は旅客船ターミナルの新築・改築
- ③「旅客船バリアフリーガイドライン」若しくは「バリアフリー整備ガイドライン」の推奨基準を満たしている施設・設備
- ④国土交通省環境行動計画に基づく環境貢献型経営（グリーン経営）の認証を取得（見込みを含む）した者、または高齢者・障害者等の利用が多く一般社団法人日本旅客船協会が必要と認める航路

2. 助成の対象とする施設等は次のとおりです。

助成の対象は、2024年度中に着工し竣工する旅客船及び旅客船ターミナルのバリアフリー施設・設備の整備です。ただし、国からのバリアフリー施設・設備にかかる補助、交付金を受けるものを除きます。

エレベーター 段差解消装置 バリアフリースイッチ バリアフリー客席
スロープ 音声誘導装置 視覚障害者誘導用ブロック 運航情報提供表示装置
触知案内図 バリアフリータラップ 可動式コーミング解消装置
簡易バリアフリースイッチ※、小型昇降装置 等

上記以外で、高齢者・障害者等が安全かつ身体的負担の少ない方法で海上交通機関を利用できるようにするための施設・設備でエコモ財団が認めたもの。

※「簡易バリアフリースイッチ」とは、法令や基準等で義務化されていないトイレであっても車椅子利用者等が利用できる広さを備えている構造となっているもの。

3. 助成率等は次のとおりです。

| 区 分 | 改 造・改 築 | 新 造・新 築 |
|--------------------------------|------------|---------|
| ①一般旅客定期航路事業のうち 離島航路に就航する旅客船 | 70%（80%）以内 | |
| ②上記①以外の旅客船 | 60%（70%）以内 | |
| ③旅客船ターミナル | 50%（60%）以内 | |

ただし、エコモ財団が認める場合はこの限りではない。

注：（ ）内は「バリアフリーガイドライン」に示す推奨する内容を概ね満たす場合の助成率です。また、申請事業者が環境貢献型経営（グリーン経営）認証を取得（取得見込を含む）した者、または高齢者・障害者等の利用が多く一般社団法人日本旅客船協会が必要と認める航路の場合には、上記の助成率を10%嵩上げします。

4. 助成限度額は次のとおりです。

| 区 分 | 改 造・改 築 | 新 造・新 築 |
|--------------------------------|---------|---------|
| ①一般旅客定期航路事業のうち 離島航路に就航する旅客船 | 20百万円 | |
| ②上記①以外の旅客船 | 15百万円 | |
| ③旅客船ターミナル | 8百万円 | |

注：当財団が認めるバリアフリータラップについては限度額12百万円、小型昇降装置については、限度額を10百万円（工事費を除く）とします。

5. 助成対象経費は次のとおりです。

| | |
|---------|--|
| (1) 購入費 | 助成対象施設等の購入費 |
| (2) 工事費 | 助成対象施設等の整備に係る設置工事、外装仕上げ工事、電気設備工事、関連付帯工事等の工事費 |
| (3) 設計費 | 助成対象施設等の整備に直接要する設計図面の作成費で、エコモ財団が認めるもの。 |

6. 申請期間等は次のとおりです。

①申請期間は、

2024年6月1日～2024年 7月31日（必着） までです。

②申請については、所定の様式がありますので、事前にご相談ください。

7. お問い合わせ先

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
バリアフリー推進部整備支援課 担当：高橋

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル10階

TEL：03-5844-6265 FAX：03-5844-6294

E-mail：t-takahashi@ecomor.or.jp

U R L：http://www.ecomor.or.jp/barrierfree/barifuri-ship/index.html